

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

第四条の五 法別表第三の十六の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、その登記に係る不動産が同項の第三欄に規定する不動産に該当する旨を証する経済産業大臣の書類とする。

第四条の六 省略

第五条 省略

附則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

改正前

第四条の五 同上

第四条の六 同上

第五条 削除